

東大阪市長田・荒本巡回乗合バス運行業務委託仕様書

1. 名称

東大阪市長田・荒本巡回乗合バス運行業務委託

2. 目的

本業務は、将来的な自動運転バスの社会実装に先立ち、需要の喚起及び運行上の課題の把握を目的として、東大阪市長田・荒本巡回乗合バスが道路運送法第21条に基づき実施する社会実験において、車両の調達、運行管理を行うもの。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4. 委託内容

本業務を受託した事業者は、道路運送法、道路運送法施行規則、関係法令、関係通達、関係告示、国のマニュアル等を遵守するものとし、本市が次に指定する仕様のとおり業務を行うこと。

(1) 車両調達業務

① 運行車両

- ・受託者が使用権限を有する車両1台（乗車定員30名以上が乗車可能であること。他の一般旅客自動車運送事業に供している車両との併用を可とする。ただし、故障・事故・点検の場合、代替車両を受託者において用意すること。）
- ・手すり及びステップ等の安全設備を備えること。
- ・運転席操作による自動開閉式乗降口を有すること。
- ・前方ドライブレコーダーを設置すること。
- ・可能な限り、車いす利用者、高齢者その他移動に配慮を要する利用者が乗降しやすい車両とするよう努めること。
- ・その他関係法令に適合すること。

② 車両表示

- ・車両前面及び両側面に、本事業用車両であることが判別できる表示を行うこと。
- ・表示方法は、マグネット、ステッカーその他市が認める方法によることができる。

③ 自動車保険

- ・受託者は、国土交通省告示第五百三号（平成十七年四月二十八日）の「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」に記載の基準を満たす任意保険に加入すること。

- ・契約後速やかに保険証書写しを市へ提出すること。

(2) 運行管理業務

① 運行方法

- ・道路運送法第21条に基づく社会実験とする。
- ・本業務実施にあたっては、別紙により定めた路線を1台で定時で巡回し、路線上に定めた乗降地において利用者の求めに応じて停車し、利用者を乗降させること(路線定期運行)。

② 運行日時

- ・運行日:運行開始日から委託期間終了までの全日を運行日とする。
- ・運行時間:7時00分から19時00分までの1日12時間。
※交通状況等により当該時間帯を超過した場合であっても、運行中の便については終着停留所まで運行するものとする。
- ・運行開始:運行開始日は協議の上決定するが、令和8年10月上旬の運行開始を基本とすること。

③ 運行ルート及び乗降場所

- ・別紙1「運行ルート図(案)」のとおり。
- ・停留所は、市が設置する。
- ・停留所の設置に必要な関係機関との協議及び手続きについては、市が行うものとし、受託者は、市が行う協議及び手続きに必要な資料作成等に協力するものとする。

④ 運行ダイヤ・便数

- ・別紙2「運行ダイヤ(案)」を目安とする。
- ・道路交通状況、運行管理上の事情その他やむを得ない事情により、軽微な調整が必要となる場合は、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

⑤ 運行に係る許可申請

- ・受託者は、本業務受託後、運行に必要な許可申請等(書類作成を含む。)を行い、運行開始までに当該許可等を取得するものとする。ただし、市は、必要に応じて関係機関との協議に協力するものとする。

⑥ その他

- ・通常の路線バスと同様に、運賃の収受及び釣銭または両替に対応できる料金箱を備え付けること。
- ・日常的な整備・点検を行うこと。
- ・車内清掃を適切に実施すること。

(3) 運賃収受業務

- ・運賃額は市が決定する。
- ・受託者は、運賃を乗車時又は降車時に所定の金額の収受を行い、市へ納付するまで適正に管理すること。

- ・運賃は原則、現金での収受とする。ただし、受託者がキャッシュレス決済にかかる手数料を負担する場合は、現金での収受に追加しキャッシュレス決済を導入することも可能とする。
- ・釣銭不足、誤収納、返金その他運賃収納に関して生じた問題については、受託者の責任により対応するものとし、市はその責任を負わないものとする。
- ・収受した運賃は、次項に示す月別実績報告書に記載の上、市に提出すること。また、市において齟齬がないことの確認を受けた後、市の指定する方法により、当該月の翌月末までに市に納付すること。
- ・当該納付金は、市が利用者から運賃を収納するものではなく、受託者の収入に係る契約上の精算金として取り扱う。
- ・なお、運賃収入の納付に係る手数料その他必要な費用は、受託者の負担とする。

(4) 報告書の作成・提出

- ・日毎の利用者数、利用した車両及び運転手を記載した運行日報並びに、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成すること。また、これらの書類は、市の求めがあれば速やかに提出すること。
- ・毎月末日時点での本業務の月別実績報告書を作成し、運行を行った月の翌月の10日まで（10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで）に市に提出すること。報告書には、便ごとに次の事項を記載するものとする（利用者数、停留所別乗降者数、その他市が求める事項）。
- ・本業務の年度別実績報告書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。
- ・人身・物損・自損事故があった場合は、対応の経過を逐一記録し、速やかに市に報告すること。
- ・乗客やその他周辺住民とのトラブルがあった場合は、速やかに市に報告すること。
- ・その他、本市が求める事項について、報告を書面または口頭により速やかに行うこと。

5. 委託料

(1) 委託料の積算

- ・委託料は、人件費、燃料費、車両レンタル費、修繕費、租税公課、保険料その他本業務に必要な経費により構成する。
- ・交通渋滞その他通常想定される道路交通状況等により運行時間が延びた場合であっても、原則として追加費用は発生しないものとする。
- ・台風、大雪、災害その他やむを得ない事情により運休した場合は、委託料を減額するものとし、その具体的な取扱いは、市と受託者が協議して定めるものとする。

(2) 委託料の支払い

- ・受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届、年度別実績報告書、運賃日報、その他市が求める資料を市に提出し、市の検査を受けなければならない。
- ・検査合格後、市は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6. 実施状況の管理

- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、業務責任者を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、運行開始までに緊急時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにしておくこと。
- ・受託者は本業務を実施するにあたり、本業務の実施状況を常に適切に管理し、整理しておくものとする。
- ・市は必要に応じて、現地確認、運行記録、運賃日報、その他関係資料の確認等により本業務の検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

7. 留意事項

(1) 業務の実施

本業務の実施にあたっては、本市と綿密な打ち合わせを行い、信義則に従い誠実に実施するものとする。

(2) 本業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、本市と協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。ただし、緊急時においては受託者の判断により対応できるものとし、その場合は速やかに市へ報告すること。

(3) 運行上の注意義務

受託者は、法令を遵守するとともに、乗務員の健康管理、労務管理及び接遇マナーの向上に努め、適切に業務を遂行するものとする。

(4) 事故対応及び損害賠償について

受託者は、乗合交通の運行により交通事故等の不測の事態が発生した場合は、利用者及び関係者の安全確保を最優先して当該処理の収拾を図るとともに、速やかに本市に報告すること。受託者は、乗合交通の運行により、利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任においてすべての問題を解決し、損害を賠償しなければならない。

(5) 苦情等への対応

利用者等からの苦情、意見、質問等について、適切な体制を整備し、誠意をもって対応するものとする。

(6) 緊急事態への対応

災害時(異常気象などを含む)の運行については、その都度本市と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中に不測の事態に遭遇した場合は、受託者の判断において対応し、速やかに本市に報告すること。なお、これらの理由により、運休または遅延となる場合は、その旨の利用者への周知に努めること。

(7) 利用者の個人情報及び情報資産

個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき適正に管理すること。

(8) 特記事項

使用車両が本仕様を満たさない場合、受託者は自己の責任と費用により当該車両を調達し、必要な手続きを行うものとする。

(9) その他

- ・インボイスへの対応は受託者において行うこと。
- ・停留所標識の異常を確認した場合は、受託者において速やかに対応するとともに、市へ報告すること。
- ・本業務に供する車両が受託者の所有又は使用権限に属するものであっても、当該車両の空きスペース等を活用し、市が広告掲載その他の方法により非運賃収入を確保することに協力すること。
- ・広告の企業や内容等については東大阪市有料広告掲載要綱・東大阪市有料広告掲載基準に従うこととする。
- ・市が実施する案内及びアンケート調査等に協力すること。
- ・試行運行を行う場合の費用は受託者の負担とする。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項や、本業務実施過程において疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告、協議を行い、決定するものとする。